公益社団法人埼玉県農林公社印刷製造請負契約最低制限価格制度実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項及び公益社団法人埼玉県農林公社物品調達等一般競争入札執行要綱により、印刷物に係る製造の請負（以下「印刷請負」という。）の契約に係る競争入札について、契約内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする入札方法（以下「最低制限価格制度」という。）を執るに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（最低制限価格制度の対象）

第２条　公益社団法人埼玉県農林公社理事長（以下「理事長」という。）は、印刷請負の契約に係る競争入札を行う場合において、最低制限価格を設けることができるものとする。

（最低制限価格の設定）

第３条　最低制限価格は、予定価格に１０分の７以上で定めた割合を乗じて得た額とする。

２　最低制限価格は、当該最低制限価格に１１０分の１００を乗じて得た金額とともに予定価格調書の予定価格が記載された欄の下に記載しておくものとする。

（公表の方法）

第４条　最低制限価格を設けた競争入札においては、最低制限価格を設けた旨を一般競争入札にあっては公告に記載するとともに、入札執行時においても説明するなどの方法で最低制限価格を設けた旨の公表を行うものとする。

（入札執行）

第５条　入札執行者は、入札の結果、入札金額が最低制限価格未満の場合には、当該入札者を「失格」とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、入札を終了するものとする。

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成３０年１２月１日から施行する。

附則

この要領は、令和２年１月６日から施行する。